回覧

サロン支援活動
（レクリエーション
機器の貸し出し）

令和4年度社会福祉法人精華町社会福祉協議会

「社協会員」加入のお願い

実施期間
令和4年6月17日(金)～
令和4年11月30日(水)
までは社協会員
募集期間です。

このたびの新型コロナウイルスにより、生活に影響を受けている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

精華町社会福祉協議会では、「地域で共に助けあい　支えあうまちづくり」を目ざし、地域の皆さまと共に日々活動しています。

感染拡大防止のため「あつまりごと」が困難になっている中、精華町では人との繋がりが途切れないよう工夫しながら地域福祉活動を実践している団体やボランティアの方々が多くおられます。

今年度、地域の皆さまから寄せられた会費は「コロナに負けない地域づくり」のための貴重な財源となります。地域の皆さまによる助けあい活動を変わりなく支えていけるよう一人でも多くの方に会費を納めていただきますようお願い申し上げます。

社会福祉法人精華町社会福祉協議会　　会長　　長谷川　悟

社協会員制度とは

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進役」として位置付けられています。また、この法律は地域の皆さまが福祉推進に積極的に参画する「住民参加・住民主体」を理念としています。

精華町社協では、この「住民参加」や「住民主体」の一つの方法として、住民の皆さまはじめ福祉団体や企業等の方々に会員となっていただく『地域住民の支えあいの活動』を進めています。その財源として、会員の皆さまから会費のご協力をお願いしています。

社協会員加入方法

毎年、各自治会を通じて社協会員の募集と会費の納入のお願いをさせていただいています。
社協地域福祉課への直接納入も受け付けていますので詳しくはお問合せください。
※会費の使途については、裏面をご覧ください。

社協会費は１口１，０００円です。
- 普通会員（個人）
  １口１，０００円
- 賛助会員（個人）
  3口3，０００円
  （※社協活動に特に賛同いただける方）
- 法人会員（企業・法人）
  5口5，０００円

精華町社会福祉協議会 地域福祉課
精華町南稲八妻砂留22-1（地域福祉センターかしのき苑内）
TEL： 0774-94-4573
FAX 0774-93-2278　E-mail chiikifukushi@seikashakyo.or.jp

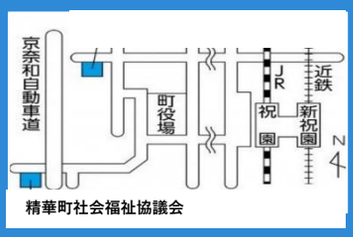

コロナに負けるな！

皆さまからの社協会費は このような取り組みに使われます

地域福祉推進のために

・小地域福祉委員会活動・ボランティア活動の推進・サロンの支援活動・居場所づくり支援事業・夏休み地域児童福祉活動助成事業

まちの福祉サポート店を通じた見守り活動等の支援

買い物の支援や訪問時の見守り活動、認知症サポーターとして、事業の延長線上で福祉活動に参加していただいています。
（**まちの福祉サポート店**）

在宅生活を支えるために

・ふれあいサポート事業・日常生活用具等の貸出事業・高齢者の福祉

何らかの理由で公的な福祉サービスが利用できない方に「困ったときはお互いさま」の気持ちでたすけあう住民相互の福祉サービスです。
（**ふれあいサポート事業**/家事援助・草引きなど）

通院や外出時にお使いいただける車いすの無料貸し出しをしています。

ご希望のある一人暮らし高齢者に対して、電話による安否確認を行っています。
（**テレフォンサービス事業**）

住民の権利守るために

（弁護士・司法書士による無料法律相談）
（ふくし＆相続相談）

福祉情報発信のために

・ホームページやFacebookなどで福祉情報、社協の活動を発信

精華町社協　検索

社協では、ほかにもいろいろな活動をしています。詳しくはホームページ等をご覧ください。